

平成26年2月13日
総務委員会資料

議案第17号

「川崎市社会教育委員条例の一部を改正する
条例の制定について」

教育委員会

川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市社会教育委員条例 昭和24年9月27日条例第34号</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員の定数は、20人とする。</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。</p> <p>5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。</p> <p>6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。</p>	<p>○川崎市社会教育委員条例 昭和24年9月27日条例第34号</p> <p>第1条 社会教育法（以下「法」という。）第15条の規定により川崎市に社会教育委員を置く。</p> <p>第2条 社会教育委員の定数は、20人とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 特別の事由あるときは、教育委員会（以下「委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱することができる。</p> <p>4 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱しなければならない。</p> <p>5 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。</p>